

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月12日

【四半期会計期間】 第39期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社うかい

【英訳名】 UKAI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大工原 正伸

【本店の所在の場所】 東京都八王子市南浅川町3426番地

【電話番号】 042(666)3333(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 兼 文化事業部担当 峰尾 亨

【最寄りの連絡場所】 東京都八王子市南浅川町3426番地

【電話番号】 042(666)3333(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 兼 文化事業部担当 峰尾 亨

【縦覧に供する場所】 株式会社うかい 箱根事業所
(神奈川県足柄下郡箱根町仙石原字品ノ木940番地48)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第1四半期 累計期間	第39期 第1四半期 累計期間	第38期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	3,560,867	853,080	13,288,939
経常利益又は経常損失() (千円)	25,561	553,301	283,424
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失() (千円)	35,033	820,887	495,722
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,296,683	1,296,683	1,296,683
発行済株式総数 (株)	5,235,940	5,235,940	5,235,940
純資産額 (千円)	5,065,345	3,705,991	4,527,477
総資産額 (千円)	11,007,410	11,315,038	10,905,764
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	6.69	156.82	94.70
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	6.68	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.8	32.5	41.3

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき会社がないため記載しておりません。
4. 第38期及び第39期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日本政府から発出された緊急事態宣言及び各自自治体からの外出自粛要請を受け、当社は一部を除いた店舗で臨時休業及び臨時休館を実施いたしました。この結果、2020年4月及び5月に関して、当社の来客数は減少し、売上が著しく減少しております。

その後、5月25日の緊急事態宣言の解除を受けて、6月1日より全ての店舗の営業を再開いたしましたが、再開後の集客等の回復には一定期間を要すると考えられることから、資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に関する重要事項を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当社は財務基盤を安定させることが重要であると考え、キャッシュ・フロー改善を推進し、設備投資や経費の更なる見直し等を基本に収益力の向上に努め、財務体質の改善に取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する可能性に備え、経営の安定化を図るべく、手元資金を厚くすることを目的として、2020年4月及び6月に取引金融機関4行と総額7,300百万円の機動的な資金調達が可能となるコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当該契約において、当第1四半期会計期間末までに650百万円の借入を実行しております。

これらの対応策により、当社は、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、2020年6月30日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により景気が急速に悪化し、極めて厳しい状況となりました。また、先行きについても同感染症の影響で当面厳しい状況が続くと予想されており、不透明な状況が続いております。

当社が属する外食産業においても、同感染症の感染拡大により、日本政府から発出された緊急事態宣言及び各自自治体からの外出自粛要請を受けて集客が大幅に落ち込み、非常に厳しい経営環境におかれております。

当社においては、同感染症の感染拡大の状況を鑑み、社会的責任としてお客様やお取引先、従業員の健康・安全を守ることを最優先に2020年4月初旬から5月末までの約2カ月間、一部を除いた店舗で臨時休業及び臨時休館を実施し、4月及び5月の売上高は著しく減少いたしました。その後、5月25日の緊急事態宣言の解除を受けて、6月1日より同感染症の感染予防及び拡散防止に最大限の注意を払いつつ、休業していた全店舗の営業を再開いたしましたが、感染再拡大への警戒もあって客足は鈍く、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社は損失を最小限に留められるよう、設備投資の見直しや経費の削減を基本に収益力の向上に努めております。人件費のコントロールをはじめ、販売促進費や衛生費、消耗品費等の諸経費全般の削減を実行した他、お客様にご迷惑をおかけしない部分でのシステム活用や業務効率の改善を進めております。

資金面においても、同感染症の影響が長期化する可能性に備え、手元資金を厚くすることを目的に、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結し、運転資金の機動的かつ安定的な調達手段を確保いたしました。

なお、5月16日より、休業期間中であってもお客様とのつながりを大切にしたいという思いから、うかいの味をご自宅で楽しんでいただけるよう、9店舗のレストランにおいて6月末までの限定でテイクアウト販売を実施いたしました。初めての試みではありましたが、大変ご好評をいただき、外出自粛の要請が緩和された後も非常に多く

のお客様にご利用いただいたことから、現在も一部店舗にて継続販売を行っております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は853百万円（前年同四半期比76.0%減）となり、営業損益は580百万円の営業損失（前年同四半期は34百万円の営業利益）、経常損益は553百万円の経常損失（前年同四半期は25百万円の経常利益）となりました。四半期純損益については、2019年10月の台風第19号により被災した資産に対する保険金収入のうち、既に2020年3月期に計上した金額を除いた保険金収入123百万円と新型コロナウイルス感染症の拡大により実施した臨時休業に伴う雇用調整助成金等173百万円を特別利益に、臨時休業した店舗の固定費（人件費・賃借料・減価償却費等）558百万円を特別損失にそれぞれ計上した結果、820百万円の四半期純損失（前年同四半期は35百万円の四半期純利益）となりました。

今後につきましては、引き続きお客様が安心して当社店舗を楽しんでいただけるよう同感染症の感染予防及び拡散防止対策を徹底して営業活動を進めていくとともに、厚生労働省発表の「新しい生活様式」を踏まえ、変化が予想される新たな生活スタイルに対して、「うかいの味をご自宅へ」というコンセプトのもと、一部店舗でのテイクアウトや店舗の余韻を味わっていただくためのお土産品、インターネットでの販売強化など、新たなサービスの形の創造にも積極的に取り組み、売上確保を図ってまいります。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

〔事業本部〕

飲食事業では、日本政府による緊急事態宣言の発出及び各自治体からの外出自粛要請を受け、当社レストランの営業が多くの人の移動を生み、更なる感染拡大を引き起こす可能性を考慮し、4月初旬から5月末までの約2カ月間、全てのレストランで臨時休業を実施いたしました。そのため、4月及び5月の売上高は著しく減少いたしました。その後の5月25日の緊急事態宣言解除に伴い、6月1日からは飛沫感染防止用スクリーンの設置や客席の間隔の確保等のうかいグループ同感染症予防及び拡散防止対策を徹底した上で全店舗の営業を再開いたしました。受け入れ客数の制限や感染再拡大への警戒による外出自粛もあって本格的な回復には至りませんでした。その結果、前年同四半期に比べ大幅な減収となりました。

物販事業においても、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、飲食事業同様に洋菓子店『アトリエうかい』の一部店舗で休業及び営業時間の短縮を実施した他、催事出店等も中止を余儀なくされ、前年同四半期に比べ減収での着地となりました。なお、このような状況のなかでEC販売は外出自粛により直接店舗でのご購入が難しい方々の需要を受けて伸長しており、この寄与によって物販事業における減収幅は当社の他の事業と比べ小さくなっております。

この結果、事業本部の売上高は814百万円（前年同四半期比75.1%減）となりました。

〔文化事業〕

文化事業では、日本政府による緊急事態宣言の発出及び各自治体からの外出自粛要請を受け、4月4日から5月31日まで『箱根ガラスの森』の臨時休館を実施いたしました。そのため、4月及び5月の売上高は著しく減少いたしました。緊急事態宣言解除後の6月1日からは、ソーシャルディスタンスの確保や館内におけるアルコール消毒液の設置の他、施設内で上演していたカンツォーネ生演奏及びミュージアムコンサートの中止等、感染予防及び拡散防止対策を行った上で営業を再開いたしました。当該施設は観光地に立地しており、外国人旅行者や団体客の減少の他、個人客においても6月19日まで継続されていた一部首都圏、北海道の県をまたぐ移動自粛要請により旅行の手控えがあり、来館者数が大幅に減少いたしました。

この結果、文化事業の売上高は38百万円（前年同四半期比86.8%減）となりました。

財政状態

当第1四半期会計期間末における資産、負債及び純資産の状態は以下のとおりであります。

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ409百万円増加し、11,315百万円(前事業年度比3.8%増)となりました。主な要因は、現金及び預金が478百万円増加したのに対し、有形固定資産が43百万円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ1,230百万円増加し、7,609百万円(前事業年度比19.3%増)となりました。主な要因は、取引金融機関からの借入金の総額が1,593百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ821百万円減少し、3,705百万円(前事業年度比18.1%減)となりました。主な要因は、四半期純損失の計上により繰越利益剰余金が820百万円減少したことによるものであります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する可能性に備えて、経営の安定化を図るべく手元資金を厚くすることを目的に以下のとおり、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結いたしました。

借入先	株式会社 三井住友銀行	株式会社 みずほ銀行	株式会社 三菱UFJ銀行	株式会社 群馬銀行
借入極度額	7,300,000千円			
借入実行額	650,000千円			
契約締結日	2020年4月30日		2020年6月25日	
コミットメント期間	2020年4月30日～2021年4月30日		2020年6月25日～2021年5月31日	
資金用途	運転資金			
借入利率	基準金利+スプレッド			
契約形態	個別相対方式			
担保提供等	無担保、無保証			

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,240,000
計	18,240,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,235,940	5,235,940	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	5,235,940	5,235,940	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	5,235,940	-	1,296,683	-	1,842,088

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,233,200	52,332	-
単元未満株式	普通株式 1,540	-	-
発行済株式総数	5,235,940	-	-
総株主の議決権	-	52,332	-

(注)当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社うかい	東京都八王子市南浅川町 3426番地	1,200	-	1,200	0.02
計	-	1,200	-	1,200	0.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	371,256	849,644
売掛金	397,813	350,058
商品及び製品	252,127	258,988
仕掛品	24,638	30,056
原材料及び貯蔵品	304,325	305,757
その他	450,722	432,342
貸倒引当金	72	64
流動資産合計	1,800,812	2,226,783
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,161,630	10,166,108
減価償却累計額	6,777,136	6,842,925
建物(純額)	3,384,494	3,323,182
土地	2,332,308	2,332,308
建設仮勘定	7,393	5,500
美術骨董品	1,098,800	1,098,800
その他	4,059,406	4,114,558
減価償却累計額	3,394,906	3,429,865
その他(純額)	664,500	684,693
有形固定資産合計	7,487,497	7,444,485
無形固定資産	58,821	81,533
投資その他の資産		
投資有価証券	70,675	71,332
繰延税金資産	397,770	401,461
敷金及び保証金	1,074,830	1,074,596
その他	15,357	14,846
投資その他の資産合計	1,558,633	1,562,236
固定資産合計	9,104,952	9,088,255
資産合計	10,905,764	11,315,038

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	214,120	166,698
短期借入金	1、2 1,850,000	1、2 3,640,000
1年内返済予定の長期借入金	765,300	611,300
未払法人税等	43,421	12,352
賞与引当金	127,585	30,358
その他	1,320,902	1,136,813
流動負債合計	4,321,329	5,597,521
固定負債		
長期借入金	460,400	417,450
退職給付引当金	1,018,446	1,000,571
資産除去債務	187,618	188,444
その他	390,491	405,058
固定負債合計	2,056,956	2,011,525
負債合計	6,378,286	7,609,047
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,296,683	1,296,683
資本剰余金	2,135,783	2,135,783
利益剰余金	1,062,161	241,273
自己株式	2,812	2,812
株主資本合計	4,491,815	3,670,928
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,317	11,718
評価・換算差額等合計	12,317	11,718
新株予約権	23,345	23,345
純資産合計	4,527,477	3,705,991
負債純資産合計	10,905,764	11,315,038

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	3,560,867	853,080
売上原価	1,660,434	559,727
売上総利益	1,900,433	293,352
販売費及び一般管理費		
販売促進費	117,090	11,351
役員報酬	51,105	42,284
給料及び手当	642,307	286,623
賞与引当金繰入額	18,524	17,604
退職給付費用	17,716	11,935
福利厚生費	107,153	58,382
水道光熱費	54,973	19,563
消耗品費	72,855	33,076
修繕費	59,896	43,123
衛生費	62,007	26,019
租税公課	47,800	28,131
賃借料	205,012	96,716
減価償却費	98,893	51,958
その他	310,153	146,770
販売費及び一般管理費合計	1,865,491	873,542
営業利益又は営業損失()	34,941	580,189
営業外収益		
受取利息	1,271	1,264
受取配当金	655	731
助成金収入	-	2 38,142
その他	724	375
営業外収益合計	2,651	40,513
営業外費用		
支払利息	6,805	8,715
その他	5,226	4,909
営業外費用合計	12,031	13,624
経常利益又は経常損失()	25,561	553,301
特別利益		
災害による保険金収入	-	1 123,996
助成金収入	-	2 173,323
特別利益合計	-	297,320
特別損失		
固定資産除却損	1,025	5,192
固定資産売却損	361	-
臨時休業による損失	-	3 558,763
特別損失合計	1,386	563,956
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	24,175	819,936
法人税、住民税及び事業税	30,064	4,395
法人税等調整額	40,922	3,445
法人税等合計	10,857	950
四半期純利益又は四半期純損失()	35,033	820,887

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本政府より発出された緊急事態宣言及び各自治体からの外出自粛要請を受け、4月初旬から5月末までの約2カ月間、一部を除いた店舗で臨時休業及び臨時休館を実施しております。緊急事態宣言の解除により6月1日から店舗の再開しておりますが、再開後の集客等の回復は第2四半期以降も緩慢なものになり、その影響は2021年3月まで一定程度続くものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定については、前期末から重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1. 当座貸越契約

当社は、安定的かつ効率的な資金調達を行うため取引金融機関12行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
当座貸越極度額の総額	3,600,000千円	2,990,000千円
借入実行残高	1,850,000千円	2,990,000千円
差引未実行残高	1,750,000千円	- 千円

2. コミットメントライン契約

当社は、資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
コミットメント極度額	- 千円	7,300,000千円
借入実行額	- 千円	650,000千円
差引未実行残高	- 千円	6,650,000千円

(四半期損益計算書関係)

1. 災害による保険金収入

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

2019年10月の台風第19号の被害による損失に対する保険金のうち、2020年3月期に計上した金額から増額となった金額を特別利益に計上しております。

2. 助成金収入

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い雇用調整助成金等の特例措置の適用を受けており、助成金収入として計上しております。そのうち緊急事態宣言等に伴う臨時休業に対応する金額を特別利益、それ以外の金額については営業外収益に計上しております。

3. 臨時休業による損失

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日本政府から発出された緊急事態宣言及び各自治体からの外出自粛要請を受け、4月初旬から5月末までの約2カ月間、一部店舗において臨時休業を実施しております。当該休業期間中に発生した固定費(人件費、地代家賃、減価償却費等)を臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	131,406千円	124,234千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	94,224	18	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	事業本部	文化事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,269,717	291,150	3,560,867	-	3,560,867
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,269,717	291,150	3,560,867	-	3,560,867
セグメント利益又は損失()	282,162	22,443	259,718	224,777	34,941

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 224,777千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	事業本部	文化事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	814,550	38,529	853,080	-	853,080
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	814,550	38,529	853,080	-	853,080
セグメント損失()	335,706	58,602	394,308	185,880	580,189

(注)1. セグメント損失の調整額 185,880千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	6円69銭	156円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	35,033	820,887
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失()(千円)	35,033	820,887
普通株式の期中平均株式数(株)	5,234,698	5,234,659
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	6円68銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	12,497	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前事業年度末から重要な変動があったもの の概要	-	-

(注) 当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月12日

株式会社うかい
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 戸田 栄 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社うかいの2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社うかいの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論

は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。